# 社会福祉法人 聖明福祉協会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖明福祉協会(以下「本会」という)の定款第八条及び定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。
  - (1) 評議員とは、定款第六条による者をいう。
  - (2) 役員とは、定款第十六条による理事及び監事をいう。
  - (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
  - (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
  - (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
  - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

## (報酬等の額)

- 第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の 範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務す る評議員には、支給しない。
  - 2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は 次のとおりとする。ただし、本会の給与・退職金規程に基づき給与の支給を受け る役員には支給しない。
    - (1) 報酬、地域手当は、別表2に定める1人あたりの月額の範囲内とする。
    - (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額の範囲内とする。
    - (3) 通勤手当の額は、本会の給与・退職金規程による。
  - 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表 3 に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

#### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人 の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### (費用の弁償)

- 第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を 行うために要する費用を弁償する。
  - 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関する

ものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。(旅費規則は、本会の 給与・退職金規程を準用し、旅費の区分は施設長・事務局長とする。)

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、 本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

# (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

## 附則

この規則は、平成29年10月18日から施行する。

# 別表1 評議員の報酬

| 役職  | 報酬日額(1人当たり) | 年度総額(1人当たり) | 年間総額(合計)  |
|-----|-------------|-------------|-----------|
| 評議員 | 5,000 円     | 20,000 円    | 200,000 円 |

(報酬日額及び年度総額は源泉所得税別額とする。)

# 別表 2 常勤役員の報酬

| ራቤ <del>ከ</del> ታኮ | 報酬月額      | 地域手当月額   | 期末手当年額      | 年間総額         |
|--------------------|-----------|----------|-------------|--------------|
| 役職                 | (1 人当たり)  | (1 人当たり) | (1 人当たり)    | (1人当たり)      |
| 役員(理事長以外)          | 300,000 円 | 30,000 円 | 1,500,000 円 | 5,500,000 円  |
| 役員 (理事長)           | 600,000 円 | 60,000 円 | 3,000,000 円 | 11,000,000 円 |

# 別表 3 非常勤役員等の報酬

| 役職        | 報酬日額(1人当たり) | 年度総額(1人当たり) | 年間総額(合計)  |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 理事(理事長以外) | 5,000 円     | 50,000 円    | 300,000 円 |
| 理事 (理事長)  | 5,000 円     | 50,000 円    | 50,000 円  |
| 監事        | 5,000 円     | 50,000 円    | 100,000 円 |

(源泉所得税別額とする。)